

## 京田辺市監査公表第7号

(略) 氏から請求のあった事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表します。

平成29年2月27日

京田辺市監査委員 稲川俊明

京田辺市監査委員 奥西伊佐男

### 第1 請求の受理

#### 1 請求書の受付

平成28年12月27日に次の者から法第242条第1項の規定により京田辺市職員措置請求書(以下「請求書」という。)の提出があった。

請求人 住所 (略)  
氏名 (略)

#### 2 請求の受理

平成28年12月27日付けで提出された本件請求については、要件審査の結果、法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、同日付けで受理した。

### 第2 請求の内容

#### 1 請求の要旨及び求める措置(請求書原文のまま記載)

京田辺市長は京田辺市教育委員会が所管する野外活動センター(以下「センター」という。)における使用料等の金銭授受について不明な点を見出し、2016(平成28)年2月25日から8月12日にわたり、関係書類の調査・検証、センター視察、関係者等へのヒアリングを行い処分を決定した。しかし、以下の諸点から今回の措置は不十分で承服できない点が多く見受けられ、措置要求を行う。

・不明、不適切な公金流用額420,436円を市長は支払うべきだ。

- ・京田辺市職員懲戒審議会で審議したものの、調査人の調査のみに基づいてセンター所長を懲戒免職処分にしたのなら、法的根拠は希薄である。またそれだけの不適切さの証拠が存在するのなら刑事責任も含めて司法機関に告発するべきである。不明金について明確にできない現況であるなら、司法に委ねるべきだ。
- ・当該職員は、「自宅勤務」とされたが、その法的根拠はないと考える。職員が職場以外で勤務する場合は協定・相手先との覚書が締結されなければならないはずだが、そのようなものは存在しない。「自宅勤務」の実態が不明であるので発生した給与や賞与を市長は市に返金するべきだ。金額は個人情報をもとに明確にされていない。

以上の理由から直ちに京田辺市長、教育長が、今回の不適切な会計処理について司法機関の捜査も含めて真相を明らかにし、所長の自宅待機期間の給与や賞与の支払いも含めて適切な公費の支払いがなされていたのかを明らかにし、公費の返還をすべきだ。

## 2 添付資料

- (1) 「京田辺市教育委員会野外活動センター使用料等調査報告書」の概要
- (2) 京田辺市教育委員会野外活動センター使用料等調査報告書
- (3) 京田辺市野外活動センター（京田辺市大住竜王谷9-1）における不適切な会計処理等に係る職員の処分について

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求書に記載された事項のうち、添付資料を参考として請求人の主観及び倫理観等により述べられている部分を除き、京田辺市野外活動センター（以下「センター」という。）における不適切な会計処理で元野外活動センター所長（以下「元所長」という。）が自ら取得した金額（抜き取った金額のうちセンターのために使用しなかった金額）420,436円（推定可能な最大額）を市長が支払うべきかどうかを監査対象事項とした。

### 2 監査対象部局 教育部

## 第4 請求人の証拠の提出及び陳述聴取

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成29年1

月 27 日に証拠の提出及び陳述聴取の機会を設けた。請求人は出席し、本件請求の要旨を補充する陳述がなされたが、請求の内容を変更するものでないと判断した。なお、新たな証拠の提出はなかった。

## 第 5 関係職員の陳述聴取

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、平成 29 年 2 月 9 日に教育部に対して、本件請求に係る関係職員の陳述聴取を行った。当日は、教育部の職員 3 名、前教育部の職員 1 名が出席した。陳述の内容は、以下の記述のとおりであった。

## 第 6 監査の結果

### 1 事実関係の確認

#### (1) センターにおける不適切会計処理の経緯について

請求人から提出された添付資料 (2) 「京田辺市教育委員会野外活動センター使用料等調査報告書 (以下「報告書」という。) の内容が正当なものであることを関係職員の陳述聴取で教育部に確認し、平成 28 年 8 月 12 日付けの調査人一同による報告書を事実認定の書証とした。

また、教育部からの提出資料も参考として、今回のセンターにおける不適切会計の経緯を次のとおり理解した。

平成 27 年 10 月頃、教育部で歳入予算執行状況を確認したところ、センターの使用料等に係る入金事務が同年 4 月から滞っていることが判明し、元所長に入金するよう督促が行われた。

その後、同年 4 月から同年 7 月分までの入金事務は、順次なされたが、現金をセンターに保管するのは好ましくないことから、同年 11 月下旬に、センターに保管している現金を市役所庁舎内の出納室金庫に移動させた。

同年 12 月初旬から市教育委員会においてセンターの入金関係書類を回収し、調査を開始したところ、センター利用実績の一部に領収書控が所在不明となっており、使用料等の金銭収受についても不明な点が発見された。

そこで、同年 12 月下旬に元所長から聞き取り調査を行った結果、使用料等の現金を抜き取り、クラブ室の改修のほか、センター消耗品等の購入に流用したとの報告があり、流用して支出したとする領収書が提出された。市教育委員会において、使用料等の現金抜き取りと提出された領収書の分析を行ったが、不明な点も多く、金額も一致しなかった。

この市教育委員会における調査を実施するに当たっては、市顧問弁護

士に相談する中で、元所長による証拠隠滅や調査の妨害のおそれ等を勘案し、市教育委員会は平成28年1月1日付けで元所長をセンター所長から教育総務室統括主幹に人事異動し、自宅において今回の事案の顛末の整理、書類作成などを命じた。

市教育委員会の調査では、不明な点が残っていたため、平成28年1月下旬に、市顧問弁護士から「市教育委員会の調査はあくまでも内部調査に留まるので外部の公正中立かつ独立した第三者の専門家(弁護士及び公認会計士)に調査を依頼する方がよい。」との意見を参考に、3名の調査人(弁護士1名及び公認会計士2名)に調査を依頼することとなった。

そして、平成28年2月25日から同年8月12日にかけて調査人による調査が行われ、センター使用料等に関する会計及び法令関連手続並びにそれらに付随したその他事項の検証が行われ、同年8月12日に調査人一同から報告書が提出された。

この調査人による調査の実施に当たっては、第三者の外部専門家による調査開始を同年2月16日付けで公表していたこともあり、自宅勤務を命じていた元所長に対して、聞き取り調査等を円滑に実施できるようにするため、同年3月1日から、元所長を自宅勤務から市役所勤務に変更した。

報告書による調査結果のうち、今回の監査対象事項に関連するものは、次のとおりであった。

#### ア 問題ある宿直（不正な宿直手当の支払い）

センターにおいては、イベントや各種設備の維持更新等との関係で、比較的少額もしくは特殊な物品や資材を調達する必要があり、かねてから、センター指導員（パート職員、複数）が、私物を提供したり、自らの資金で購入すること（以下「立替支出」という。）があった。

平成26年4月からセンターの所長に就任した元所長は、上記のような指導員による私物の提供に関し、実際には当該指導員による宿直勤務はなかったのに、宿直勤務を行ったかのように扱ってその宿直手当を当該指導員に取得させることで、私物提供分の対価の支払いを行った。こうした行為は、平成26年6月から平成27年11月まで続けられた。

指導員の立替支出については、領収書が残されているものだけで473,483円あり、それに対して支払われた問題のある宿直手当の支払額は639,450円となっている。しかし、領収書のない立替

支出は相当な金額になると推測され、立替支出の方が宿直手当の支払いを上回ると思料されるという結果であった。

#### イ センター使用料等の未入金と抜き取り

センターの利用者から徴収した施設使用料等については、毎月末にセンターから市に入金することとされているが、平成27年4月分以降、入金されず、センターの金庫に保管されたままの状態となっていた。

元所長は、平成27年5月ないし6月頃より、これらの現金の一部を抜き取るようになった。抜き取った現金の一部をセンターの運営に係る物品等の購入や指導員の立替支出への支払いに用いたが、それら以外の部分は自らが取得していた事実があることを供述し、この動機について、元所長は、平成26年6月以降、多数回にわたってセンターに宿泊して指導員に宿直手当を取得させて立替支出等に対する支払を行っている上に、自身についても立替支出があり、これらの対価としてこの程度の金額を受領しても「貰いすぎ」にはならないとの認識があったとのことであった。また、元所長が所長に就任してからは、正規職員は元所長1名で再任用職員もおらず、市に人事面での要望を行っても受け入れてもらえず、予算面でも厳しい状態が続く中でセンター運営を続けてきたことから生じた不満や憤りも、このような行動に繋がったとのことであった。

元所長自らの立替支出や指導員の立替支出等に対する支払にあてられた金額は特定できないため、元所長が自ら取得した金額（抜き取った金額のうちセンターのために使用しなかった金額）を特定することも困難であった。一応、調査の結果からは、領収書のない立替支出や指導員への支払などの不明な点を考慮しなければ、420,436円と推定できるが、これは言わば推定可能な最大額であって、実際にはこれ以下である可能性が高いという結果であった。

### (2) 不適切会計処理に伴う職員の処分について

#### ア 処分に至った経緯

今回の報告書の提出を受け、施設使用料の入金遅滞とその抜き取り、施設使用料に係る帳票の抜き取りとデータの改ざん並びに不正な宿直の命令及び宿直手当の支給により、使途不明金を発生させるなどの行為が確認され、また、これらの行為は公金の取扱いに関する諸規定に違反しており、これら地方自治の根幹とも言える法令に違反したことは、市民の公務に寄せる信頼を大きく裏切り、公務員としての信用

を著しく失墜させる極めて悪質な行為であるばかりか、全体の奉仕者たる地方公務員の根本に関わるあるまじき非違行為であることから、断じて許されるべきものではないと判断し、地方公務員法第29条第1項各号（法令違反、職務義務違反、非行）に該当するため、平成28年8月22日付けで、京田辺市職員懲戒審議会に諮問し、同年8月29日に同審議会の答申を受け、同年8月31日付けで次の処分が講じられた。

#### イ 処分内容

##### (ア) 当事者

教育総務室統括主幹（前野外活動センター所長）  
懲戒免職（地方公務員法第29条第1項各号）

##### (イ) 管理監督者

- a 社会教育・スポーツ推進課長  
減給 給料の10分の1 1月  
(地方公務員法第29条第1項第2号)
- b 前教育部副部長（現会計管理者）  
戒告（地方公務員法第29条第1項第2号）
- c 教育部長  
戒告（地方公務員法第29条第1項第2号）
- d 出納室担当課長  
訓戒（懲戒処分でない）
- e 前会計管理者  
なし（既定年退職）

#### ウ 特別職の給料減額措置

職員の不適切な会計処理等に対する管理監督責任と謝罪並びに社会的信用の回復に資することを目的とした特別職の給料の減額措置（平成28年8月31日付け、「給与の特例条例」制定の専決処分）

- (ア) 市長 給料の10分の1 3月
- (イ) 副市長 給料の10分の1 2月
- (ウ) 教育長 給料の10分の1 2月

#### (3) 今回の不適切な会計処理に係る現在の状況について

元所長が自ら取得した金額420,436円について、請求人は、これ以上の金額である可能性があると主張したが、その証拠の提示はなかった。

また、関係職員からは、この金額420,436円について、推定可能な最大額であるとしながら、これ以下の金額である減縮についての具体の陳述並びに証拠の提示はなかった。よって、使途不明金の金額を420,436円であると判断した。

この使途不明金の現在の状況について、関係職員の陳述聴取で確認したところ、元所長の不適切な会計処理により生じたものであり、元所長に対して、その返還を求めて請求しており、納入期限は平成29年1月6日としていた。

返還請求の送付文は、内容証明郵便により平成28年12月7日付けで差し出され、納入通知書は配達証明郵便により同日付けで元所長の自宅に送付されたが、関係職員陳述時点では納入されておらず、引き続き返還を求めて督促等をしていくという考えであった。

なお、この金額の調定決議書・通知書兼収入命令書は、平成28年12月7日付けで作成されていた。

## 2 判断

事実関係を確認したところ、使途不明金420,436円については、元所長の不適切な会計処理により生じたものであることから、市長は元所長へ返還を命ずるべきであると判断する。前述のとおり、すでに元所長に対して使途不明金として420,436円を返還請求中であることから、現段階で市長が支払うべきかどうかの判断はできない。

## 第7 結論

請求人は、不明、不適切な公金流用額420,436円を市長が支払うべきだと求めているが、第6監査の結果で述べたとおり、請求に理由がないものとして、措置の必要は認められない。

## 第8 意見及び要望

現在、元所長に返還請求中の使途不明金420,436円について、納入期限を経過していることから、速やかに督促手続を行い、市の損失とならないように努め、それでもなお納入されない場合は、一定の時期には市長補てんも視野に入れ、市民の理解と信頼が得られる対応が求められるところである。

また、今後、このような市の条例、規則等に違反するような会計処理が再発することのないよう、平成28年10月に作成された公金管理マニュアルに基づき、複数人によるチェック体制を徹底されたい。

さらには、センターのあり方を整理され、アウトソーシングの導入

も検討される中で、青少年はもとより市民がより使いやすい今日的なセンターとなるような取り組みも考えられたい。

最後に、報告書に記載されている職員の法令遵守、内部統制の実施などについては、今回の監査の結果における趣旨を十分踏まえ、確実に取り組まれることを要請する。